

2020年4月版



定期保険（無告知型）

ご契約の約款

この冊子は、ご契約に関する大切なことがらを記載していますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

くふう少額短期保険株式会社

OWL 募 -2020-009MB

ご契約者さまへ

このたびは、弊社の保険にお申込みいただきましてありがとうございます。
保険金等のお支払い事由に該当された場合は請求のお手続きが必要となります。
その場合には、すみやかに弊社のコールセンターまでご連絡ください。

コールセンター TEL0120-977-856（通話料無料）

受付時間：10:00～17:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

くふう少額短期保険株式会社

関東財務局長（少額短期保険）第56号

定期保険(無告知型)普通保険約款

目次

定期保険(無告知型)普通保険約款	2	第25条(保険契約者の変更)	6
この保険の趣旨	2	第26条(保険契約者の住所変更)	6
1 責任開始日、保険証券等	2	12 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理	7
第1条(責任開始日)	2	第27条(年齢の計算)	7
第2条(保険証券)	2	第28条(契約年齢および性別の誤りの処理)	7
第3条(保険期間および保険料払込期間)	2	13 契約者配当	7
2 保険金の支払	2	第29条(契約者配当)	7
第4条(保険金の支払)	2	14 時効	7
第5条(戦争その他の変乱の場合の特例)	2	第30条(時効)	7
第6条(保険金の支払に関する補則および免責事由に関する特例)	2	15 保険期間中の契約条件の見直し	7
第7条(生死不明その他の場合の取扱)	3	第31条(保険期間中の契約条件の見直し)	7
第8条(保険金等の請求、支払期間および支払場所)	3	16 管轄裁判所	7
3 保険料の払込	3	第32条(管轄裁判所)	7
第9条(保険料の払込)	3	17 特約の付加	7
第10条(保険料の払込方法(経路))	3	第33条(特約の付加)	7
第11条(保険料の払込方法(経路)の変更)	4	別表1 請求書類	7
4 保険料払込猶予期間および保険契約の失効	4	クレジットカード扱特約約款	8
第12条(保険料払込猶予期間および保険契約の失効)	4	第1条(特約の適用)	8
第13条(保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合)	4	第2条(責任開始日)	8
5 解約、解約返戻金、未経過保険料	4	第3条(保険料の払込)	8
第14条(解約、解約返戻金)	4	第4条(第1回保険料について、クレジットカードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱)	8
第15条(未経過保険料)	4	第5条(諸変更)	8
6 契約内容の変更	4	第6条(特約の消滅)	8
第16条(保険金額の減額)	4	第7条(主約款の規定の準用)	8
7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効	5	WEB画面を利用する通信による契約手続に関する特約約款	9
第17条(詐欺による取消し)	5	第1条(特約の適用)	9
第18条(不法取得目的による無効)	5	第2条(保険契約者・被保険者の範囲)	9
8 重大事由による解除	5	第3条(保険契約の申込)	9
第19条(重大事由による解除)	5	第4条(重要事項説明書の確認と同意)	9
9 保険契約の更新	5	第5条(保険料の払込)	9
第20条(保険契約の更新)	5	第6条(特約の更新および消滅)	9
10 保険金受取人	6	第7条(主契約の普通保険約款の規定の準用)	9
第21条(保険金の分割割合)	6		
第22条(通知による保険金受取人の指定または変更等)	6		
第23条(遺言による保険金受取人の変更)	6		
11 保険契約者または保険金受取人の代表者	6		
第24条(保険契約者または保険金受取人の代表者)	6		

定期保険（無告知型）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険契約の締結の際に被保険者の体況に係わる告知を求めない型の保険期間1年の定期保険で、保険期間中に被保険者が死亡した場合の保障を確保することを目的とするものです。

1 責任開始日、保険証券等

第1条(責任開始日)

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合、会社が定めた初回保険料振替日から保険契約上の責任を負います。
2. 前項により会社の責任が開始される日を責任開始日とし、責任開始日が属する月の翌月1日を契約日とします。
3. 第1項の初回保険料振替日に振替がないときは、会社は1回に限り翌月の振替日に再度請求を行なうものとします。この場合、第1項および第2項の定めに基づき責任開始日および契約日を改めます。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、承諾通知を発行し、これをもって承諾の通知とします。ただし、第2条（保険証券）に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に発行することにより承諾通知に代えることがあります。
5. 保険契約は、会社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第2条（保険証券）

会社は、保険契約を締結した場合、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 保険者の氏名または名称
- (2) 保険契約者の氏名または名称ならびに被保険者との続柄
- (3) 被保険者の氏名、性別ならびに契約時の年齢
- (4) 保険金の受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
- (5) 支払事由ならびに支払方法
- (6) 保険期間の始期（契約日）および終期（満了日）
- (7) 保険金額
- (8) 保険料およびその払込方法（回数）
- (9) 契約日
- (10) 責任開始日
- (11) 保険証券を作成した年月日
- (12) 解約返戻金額（経過月数別）

第3条（保険期間および保険料払込期間）

1. 保険期間は、契約日から起算して1年間とします。
2. 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

2 保険金の支払

第4条（保険金の支払）

1. この保険契約の保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、次に定めるとおりです。

名称	支払事由	支払金額	保険金受取人	死亡保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始日（第20条（保険契約の更新）に定める更新をした場合は更新前の最初の保険契約の責任開始日とします。）からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱 (4) 責任開始日からその日を含めて90日以内の疾病による死亡

2. 前項の支払事由が発生した場合には、この保険契約は、支払事由に該当したときに消滅します。

第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第6条（保険金の支払に関する補則および免責事由に関する特例）

1. 第4条（保険金の支払）の免責事由（1）、（2）、（3）に該当して保険金が支払われない場合には、会社は、被保険者が死亡した日を基準日として第15条（未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意によるときはこれを支払いません。なお、免責事由（4）に該当して保険金が支払われない場合は、この保険契約の既払込保険料の全額を保険契約者に支払います。
2. 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、会社は、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の保険金受取人に支払います。この場合、支払われない保険金の対応する部分については第4条（保険金の支払）の規定を適用します。

3. 保険金の請求時にすでに保険金受取人が死亡していた場合は、保険金は保険金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。法定相続人が複数人存在している場合は、法定相続人の協議により代表者を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して請求手続きをするものとします。なお、当該代表者は、会社に別表1に定める会社所定の請求に必要な書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出してください。
4. 保険契約の締結の際に保険契約者から申出があり、会社が承認した場合には、第4条（保険金の支払）第1項の「死亡保険金を支払わない場合」の免責事由（4）を適用しない取扱をします。この場合には、会社は、専用の保険料率を適用します。

第7条（生死不明その他の場合の取扱）

被保険者の生死が不明な場合でも、法定死亡（失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍）その他死亡したものと会社が認めるときは、保険金を支払います。

第8条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 会社は連絡を受け次第、別表1の請求書類を保険金の受取人宛に郵送します。
3. 保険金の受取人は、請求書類を会社に提出して保険金を請求してください。
4. 保険金は、請求書類が会社に到着した日（ただし、請求書類に不備がある場合はその不備が解消した日）の翌日から起算して5営業日以内に支払います。
5. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、保険金の受取人に通知した上で、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
定期保険（無告知型）普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能

性がある場合

前号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

6. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
7. 前2項の規定を通用する場合には、会社は保険金を請求した者に通知をします。
8. 第5項および第6項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
9. 第4項、第5項または第6項に定める期日を超えて保険金を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、前項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を負いません。

3 保険料の払込

第9条（保険料の払込）

1. 保険料は、払込期間中、第10条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める方法に従って、払込期月内に払い込んでください。
2. 前項の払込期月は、責任開始日の属する月の初日から末日までとします。

第10条（保険料の払込方法〈経路〉）

1. 保険料は会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。）に保険契約者の指定する金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から会社の

口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。

- 前項の払込方法（経路）には、次の各号の条件を満たす必要があります。
 - 指定口座が、会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下、「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 - 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託していること
- 振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合、翌営業日に振替を行いません。この場合、第1項に定める振替日に保険料が払い込まれたものとします。
- 口座振替による保険料の払込ができない事情が保険契約者にあり、会社に申出があった場合、会社の指定する方法（会社指定口座への送金）によって保険料を払い込むことを認めます。第1回保険料についても認めます。
- 資金不足等により口座振替ができなかった場合には、翌月の振替日に再度保険料を振り替えます。
- クレジットカード扱特約により保険料を払い込む場合は、当該特約の規定により定めます。
- 保険契約者は、振替日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れてください。

第11条（保険料の払込方法（経路）の変更）

- 保険契約者は、指定口座を提携金融機関等の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
- 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等またはクレジットカード扱特約による払込に変更してください。
- 会社は、会社または提携金融機関等の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

4 保険料払込猶予期間および保険契約の失効

第12条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効）

- 猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。

- 前項の保険料払込猶予期間内に保険料の払込期月の未払込保険料が振替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効します。
- 保険契約者から申出があり、会社の指定する方法（会社指定口座への送金）により、保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、保険契約は継続します。

第13条（保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合に未払込保険料がある場合は、保険契約者はただちに当該保険料を会社に払い込んでください。
- 前項にかかわらず、会社は、保険契約者または保険金受取人の申出により、保険金から払い込むべき保険料を差し引くことができます。

5 解約、解約返戻金、未経過保険料

第14条（解約、解約返戻金）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を解約日とします。
- 解約返戻金がある場合には、解約日を基準日として、第15条（未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して保険契約者に支払います。
- 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第15条（未経過保険料）

未経過保険料は、保険期間の未経過月数（1か月未満の端数は切捨て）に応じ、以下の日を基準日として計算される額とします。（円未満を四捨五入）

- 第14条（解約、解約返戻金）の場合は、解約日
- 第16条（保険金額の減額）の場合は、減額日
- 第19条（重大事由による解除）の場合は、被保険者が死亡したときは被保険者が死亡した日、それ以外の場合は解除の通知をした日

6 契約内容の変更

第16条（保険金額の減額）

- 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。この場合、

請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を減額日とします。

2. 保険契約者が前項の請求をするときは、請求書類を会社に提出してください。
3. 減額分に対応する未経過保険料がある場合には、減額日を基準日として、第15条（未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して、保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。この場合、会社はすみやかに保険契約者宛に「減額通知」を送付します。
5. 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第17条（詐欺による取消し）

保険契約の締結の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

8 重大事由による解除

第19条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約または付加している特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関して、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ①反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企

業その他の反社会的勢力をいいます。以下、「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。

- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められること。
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 第1号から第4号に掲げるもののほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第4号までと同等の重大な事由があるとき
2. 保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合、前項に定める事由の発生以後に、支払事由または免責事由が生じていたときは、会社は、その支払事由または免責事由については、保険金の支払は行ないません。もしすでに、保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
 3. 本条の規定によってこの保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知することをもって、保険契約者に通知したとみなします。
 4. 本条の規定によってこの保険契約を解除したときは、解除の通知をした日を基準日として、会社は、第15条（未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。
 5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前3項の規定を適用し、その部分の未経過保険料を保険契約者に支払います。

9 保険契約の更新

第20条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了する場合、会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者へ更新案内を通知し、保険契約者が、保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨を会社に通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとし、その場合には、更新通知書を発行します。

ただし、更新日（保険期間満了日の翌日、以下同じ。）における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、更新できません。

- 更新後の保険契約の保険金額は、保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、更新時に限り、保険契約者から申出があり、会社が承認した場合には、保険金額の増額を取扱います。この場合には、死亡保険金額の増額部分については「責任開始日」を「更新日」と読みかえて第4条（保険金の支払）第1項を適用するものとし、その他については会社の定めるところにより取り扱います。
- 更新後の保険契約の保険期間は、1年間とします。
- 更新された保険契約の保険料は、更新日における被保険者の満年齢によって計算します。
- 更新後の第1回保険料は、更新日の属する月の初日から末日までに会社に払い込んでください。この場合、第12条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効）第1項および第13条（保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
- 保険料払込猶予期間中に前項の払込がないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 更新に際して、会社が発行した当初の保険証券と更新通知書をもって、更新後の保険証券とみなします。
- クレジットカード扱特約については、保険期間中での中途付加も取扱いします。
- 本条の規定によってこの保険契約が更新された場合には、次の各号のとおり取扱いします。
 - 第4条（保険金の支払）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - 更新後の保険契約には、更新日における主約款および保険料率を適用します。
- 第1項から第7項までの規定にかかわらず、会社はこの保険契約の収支状況などの事情から、会社の定めるところにより、契約更新の際に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。また、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、この保険が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取り扱わないときは、会社は、保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

10 保険金受取人

第21条（保険金の分割割合）

保険金受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等

の割合として取扱います。

第22条（通知による保険金受取人の指定または変更等）

- 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。
- 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求書類を会社に提出してください。
- 前2項に規定する通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第23条（遺言による保険金受取人の変更）

- 前条に規定するほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力は生じません。
- 前2項の規定による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

11 保険契約者または保険金受取人の代表者

第24条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

- 保険契約について、保険契約者または保険金受取人の死亡等により保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらないか、または所在が不明のときは、会社が、保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 保険契約者または保険金受取人が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条（保険契約者の変更）

- 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。

第26条（保険契約者の住所変更）

- 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

12 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第 27 条 (年齢の計算)

1. 被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算し、1 年未満の端数は切捨てます。
2. 被保険者の契約日後の年齢は、前項の契約年齢に更新日ごとに 1 歳を加えて計算します。

第 28 条 (契約年齢および性別の誤りの処理)

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは会社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

13 契約者配当

第 29 条 (契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

14 時効

第 30 条 (時効)

保険金受取人が保険金を請求する権利または保険契約者が保険料の返還を請求する権利は、時効により 3 年で消滅します。

15 保険期間中の契約条件の見直し

第 31 条 (保険期間中の契約条件の見直し)

1. 保険金の支払事由の発生率が予想を著しく超過するなど、収支の改善が見込めないときは、会社は、会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
2. 会社は、変更内容について、すみやかに保険契約者にその旨を通知します。

16 管轄裁判所

第 32 条 (管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金受取人（保険金受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

17 特約の付加

第 33 条 (特約の付加)

この保険契約には、以下の特約を付加することができます。

- (1) クレジットカード扱特約
- (2) WEB 画面を利用する通信による契約手続に関する特約

別表 1 請求書類

項目	必要書類
1. 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故であることを証する書類 (事故による死亡の場合) (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
2. 既払込保険料	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
3. 保険金額の増額または減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4. 保険金受取人の指定または変更等	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 遺言による保険金の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (6) 保険証券
7. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

クレジットカード扱特約約款

第1条 (特約の適用)

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により、保険料を払い込む旨の申出があり、これを会社が承諾した場合に適用します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なうものとします。

第2条 (責任開始日)

保険契約の締結の際にこの特約が付加された場合の責任開始日は、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した日とします。

第3条 (保険料の払込)

1. 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、保険料の払込があったものとします。
2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対してその払込順序を指定できないものとします。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
4. 会社がクレジットカードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取扱います。
5. 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第4条 (第1回保険料について、クレジットカードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱)

第1回保険料からクレジットカード支払を行なう場合で、第1回保険料について会社がクレジットカードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は保険契約の申込がなかったものとしします。

第5条 (諸変更)

1. 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出てください。

第6条 (特約の消滅)

1. 次の場合、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - (3) 保険契約が失効したとき
 - (4) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (5) 会社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - (6) カード会社からクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第4号、第5号または第6号の規定に該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第4号、第5号または第6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険契約者は、保険料の払込方法が確定するまでの間の保険料を会社所定の方法により払い込んでください。

第7条 (主約款の規定の準用)

この特約約款に別段の定めがないときは、主約款の規定を準用します。

WEB画面を利用する通信による契約手続に関する特約約款

第1条 (特約の適用)

1. この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、保険申込者のWEB画面(インターネットに接続されている電子端末の画面)を利用して保険契約を申込み旨の申出により適用します。
2. この特約は、会社の指定するクレジットカードにより保険料を払い込むことを要します。ただし、クレジットカードの名義人は、保険契約者本人に限ります。
3. この特約は、すべての主契約に適用することができます。ただし、特別条件特約が適用される場合または会社と締結した他の保険契約がある場合は本特約を取扱いません。

第2条 (保険契約者・被保険者の範囲)

保険契約者と被保険者は、同一人に限ります。

第3条 (保険契約の申込)

1. 保険申込者は、会社の指定するWEB画面を利用して、保険契約を申込みることができるものとします。
2. WEB画面による申込情報として入力されたものは、会社が書面にて求めた内容と同様に取扱います。
3. 会社は、会社の指定するWEB画面による保険契約の申込を受けたときは、保険申込者に対して申込手続き完了メールを送信します。
4. 会社は、申込手続き完了メールを送信後、保険契約の申込に対する承諾可否の判断を行い、承諾した場合には、主約款第2条(保険証券)に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に発行し、これをもって承諾の通知とします。
5. この特約は、会社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。
6. 会社は、クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合、会社は保険契約の申込を無効とします。

第4条 (重要事項説明書の確認と同意)

保険申込者は、会社の指定するWEB画面の契約申込手続きにおいて、重要事項説明書の確認と同意をすることを要します。

第5条 (保険料の払込)

第1回保険料の払込は、第3条(保険契約の申込)の会社の指定するWEB画面の契約申込手続きに従い、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、保険料の払込があったものとします。

第6条 (特約の更新および消滅)

1. この特約は、契約申込手続き時に適用され、更新の取扱いはありません。
2. この特約は、契約申込手続き完了後に消滅します。

第7条 (主契約の普通保険約款の規定の準用)

この特約約款に別段の定めがないときは、主契約の普通保険約款の規定を準用します。

